

平成 29 年 11 月 29 日

「解体工事業」に係る平成 31・32 年度
入札参加資格審査申請の留意事項について

茅野市総務部管理課

建設業法の改正（平成 28 年 6 月 1 日施行）により、これまで「とび・土工・コンクリート工事業」（以下「とび・土工工事業」という。）に含まれていた「工作物の解体」が独立し、建設業の業種区分として、新たに「解体工事業」が追加されました。

ただし、経過措置として、施行日時点で「とび・土工工事業」の許可を受けて「解体工事業」を営んでいる建設業者は、引き続き 3 年間（平成 31 年 5 月 31 日まで）は解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能となっていました。平成 31・32 年度入札参加資格審査申請では、この経過措置が終了いたします。

1. 平成 31・32 年度入札参加資格審査申請について（予定）

平成 31・32 年度入札参加資格審査申請においては、入札参加希望業種に「解体工事」を追加することとし、「とび・土工・コンクリート工事」「解体工事」について、それぞれ入札参加資格審査申請を行う必要があります。

このため、「解体工事」の入札参加資格審査を申請予定の方は、平成 31・32 年度入札参加資格審査申請の基準日までに「解体工事業」の許可及び経営事項審査の結果通知を受ける必要があります。

経営事項審査の結果（総合評定値）については、改正法施行後の許可区分における「とび・土工工事業」「解体工事業」を用います。

2. 解体工事業の入札参加資格審査申請に関する対応一覧表

平成 29・30 年度申請		平成 31・32 年度申請	
申請工種	経営事項審査	申請工種	経営事項審査
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・コンクリート・解体工事	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・コンクリート工事
		解体工事	解体工事

3. 問合せ先

茅野市 総務部 管理課 契約検査係 長岡・松沢
電話 72-2101（内166）